確認票

（出向元事業主名）からの出向（出向労働者氏名：○○　○○）の受け入れに当たって、「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）及びその関連通知（平成29年6月28日付け総行公第87号・総行給第33号「地方公務員法及び地方自治体法の一部を改正する法律の運用について(通知)」等）に基づく会計年度任用職員の制度を遵守しているか。」

いずれかを〇で囲んでしてください

（はい　・　いいえ）

出向先自治体名

人事担当者(所属・氏名を自署してください)

確認票

（出向元事業主名）からの出向（出向労働者氏名：○○　○○）の受け入れに当たって、「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）及びその関連通知（平成29年6月28日付け総行公第87号・総行給第33号「地方公務員法及び地方自治体法の一部を改正する法律の運用について(通知)」等）に基づく臨時的任用職員の制度を遵守しているか。」

いずれかを〇で囲んでしてください

（はい　・　いいえ）

出向先自治体名

人事担当者(所属・氏名を自署してください)

**（参考）**

**昭和二十五年法律第二百六十一号**

**地方公務員法**

**第三章　職員に適用される基準**

**第二節　任用**

**（採用の方法）**

**第十七条の二**人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）によることを妨げない。

２　人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

３　人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

**（会計年度任用職員の採用の方法等）**

**第二十二条の二**　次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

**一**　一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

**二**　会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

**２**　会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

**３**　任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

**４**　任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

**５**　第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

**６**　任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

**７**　会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

**（臨時的任用）**

**第二十二条の三**　人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

**２**　前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。

**３**　人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

**４**　人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

**５**　臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

**６**　前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

**第六節　服務**

**（営利企業への従事等の制限）**

**第三十八条**　職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

**２**　人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。